

高情・個審答申第1号

令和元年11月8日

高松市長 殿

高松市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 阿 部 晶 子

保有個人情報の不開示決定に係る審査請求について（答申）

平成31年4月25日付け高人第6号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

本件審査請求の対象となった行政文書のうち、次の部分を開示すべきである。

「平成24年12月採用・非常勤嘱託職員 総合評定書（得点順）」と題する文書のうち、「面接合計点」及び「書類合計点」の項目欄並びに当該両項目の審査請求人に係る点数欄

2 開示請求の内容及び審査請求の経緯

審査請求人が、高松市個人情報保護条例（平成10年高松市条例第7号。以下「条例」という。）に基づき実施機関に対して行った開示請求に係る保有個人情報の内容並びにそれに対する実施機関の決定等及び審査請求の経過は、次のとおりである。

(1) 開示請求に係る保有個人情報の内容

元高松市非常勤嘱託職員である審査請求人に係る次の保有個人情報

ア 平成28年度非常勤嘱託職員応募者名簿（得点順）と題する文書中、書類試験担当者から得られた各得点数の具体的数字、一次選考結果の得点と二次（面接）試験の得点の内訳及び5人の面接試験担当者から得られた各得点数の具体的数字

イ 平成24年12月採用・非常勤嘱託職員総合評定書（得点順）と題する文書中、一

次選考結果の得点と二次（面接）試験の得点の内訳及び書面審査、面接試験それぞれの各5人の試験担当者から得られた各得点数の具体的な数字

(2) 開示請求に対する実施機関の決定等及び審査請求の経過

平成31年1月16日： 審査請求人からの保有個人情報開示請求書を受付

平成31年1月21日： 実施機関が不開示を決定

平成31年2月 4日： 審査請求人からの審査請求書を受付

平成31年3月 8日： 実施機関が審査請求書に対する弁明書を作成

平成31年3月29日： 審査請求人からの反論書を受付

平成31年4月12日： 審査請求人からの反論書（補充）を受付

3 審査請求の理由

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

(1) 採点項目の不開示について

受験者に試験構造を明示することは必須であり、むしろ、事前周知されるべきものである。採点項目を開示することに支障は存在しない。隠す必要のある項目があるというのであれば、それ自体が行政制度の隠ぺいであり、問題である。

したがって、当該部分について、条例第18条第6号エに該当する不開示事由は存在せず、条例第18条に反して違法、不当である。

(2) 各試験官の採点部分の不開示について

1次、2次試験の合計点は開示されているため、各試験官の採点部分を開示することに、支障は存在しない。

公正な人事の確保及び恣意的な採点の排除のためには、逆に、各試験官の採点部分は公開されるべきものである。すなわち、試験後に自己の採点が受験者に明らかになることにより、率直な評価が可能になり、また、事後検証の可能性があることによって、正々堂々と率直な評価による採点をすることができる。公開可能性を意識した場合に率直な採点が困難になるという具体的場面が想定できない。

点数配分を公開しない実質的な理由は、点数配分の不公平な取扱いを隠すところにあると推測される。

したがって、条例第18条第6号エに該当する不開示事由は存在せず、条例第18条

に反して違法、不当である。

(3) 理由の不備について

本件決定においては、高松市個人情報保護条例第18条第6号エに該当するという抽象的理由しか付されておらず、具体的な理由が全く付されていない。これでは、いかなる理由をもって当該規定に該当するかについては見当がつかず、行政の恣意を抑制し、慎重な行動を促し、不服申立ての便宜を図るという理由付記の趣旨が没却される。

したがって、本件決定は、高松市行政手続条例第8条第1項に反して違法である。

4 実施機関が不開示とした理由

実施機関が弁明書において主張する、不開示に係る理由は、概ね次のとおりである。

(1) 採点項目の不開示について

実施機関が行う選考に関する採点項目が開示されることにより、受験者全員が特定の評価項目に力点をおいて受験することが想定される。そうした場合、受験者又は採用者が画一的になり、総合的な能力の把握に基づいて、有能な人材を選択、採用することが困難になる可能性がある。

このような事態は、「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある」といえる。

したがって、実施機関が、条例第18条第6号エの規定に基づき、当該部分を不開示としたことは、適法かつ妥当である。

(2) 各試験官の採点部分の不開示について

職員の選考は、各試験官が、独立の立場から、率直な評価により行われる必要がある。しかし、各試験官の採点内容が受験者に開示される可能性があれば、試験官による率直な評価に基づき採点することが困難になる。

このような事態は、「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある」といえる。

したがって、実施機関が、条例第18条第6号エの規定に基づき、当該部分を不開示としたことは、適法かつ妥当である。

(3) 理由の不備について

本件決定に係る不開示部分については、試験の採点項目及び採点部分であることが、

審査請求人の請求内容及び文書自体の構成から明白である。

また、高松市個人情報保護条例第18条第6号エの記載自体が、同号柱書を具体化したものであるから、当該規定を示すことにより、どのような箇所が、どのような理由をもって不開示となったものであるのかは、明らかである。

仮に、不開示決定に係る理由をより具体的に記載するとなれば、採点項目や採点に踏み込んで提示することになり、困難である。

したがって、高松市行政手続法第8条第1項の規定により要求される理由の記載として十分なものであり、適法かつ妥当である。

5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人が主張する審査請求の理由及び実施機関が弁明する不開示決定の理由を条例に照らして審査した結果、次のとおり判断する。

(1) 採点項目の不開示について

ア 実施機関は、非常勤嘱託職員の採用試験に係る採点項目について、受験者に対し、明らかにしていない理由を、非常勤嘱託職員の採用に当たり、受験者の受験対策等によって、画一的な履歴書や面接の内容になることを防ぎ、もって総合的な能力の把握に基づいて有能な人材を選択、採用することを目的としている旨を述べる。このような目的は、実施機関による公正かつ円滑な採用事務を行うにあたって実現されるべき、正当なものであると認められる。

対象文書の内容を確認したところ、不開示とされた採点項目には、受験者の特定の技能や行動を評価対象とするものが存在する。これらの項目の中には、募集要項の記載から受験者に予測される可能性のあるものも含まれているが、受験者に採点項目として明示されているものではない。

そのため、対象文書の採点項目が受験者に明示された場合、項目欄の多さ等により、点数配分を予想する等の受験対策がなされ、意図的に自己評価を高くしたり、特定の場面において意識的に振舞いを変えたりすることにより、実施機関に与える印象を恣意的に操作する受験者が出現するおそれがある。

そのような事態が生じれば、実施機関において、上記目的を実現することが困難になるのは明らかであり、公正かつ円滑な採用事務に支障が生じることになる。

さらに、実施機関においては、常勤職員に対する採用試験結果の開示に際しても、採点項目を開示しない運用がなされている。非常勤嘱託職員の採用試験に係る採点項目を開示することとした場合、両採用試験の間において、開示に係る整合性が失われ、不公平が生じることとなる。

したがって、実施機関が、対象文書について、採点項目の内容を示す箇所を、「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があるとして、不開示としたことは、条例第18条第6号エの要件を充足するものと認められるため、適法かつ妥当である。

イ 他方、対象文書には、面接合計点及び書類合計点を示す項目が存在する。

これらは、面接と書類審査それぞれの採点を合計するための項目に過ぎない。また、受験者は、募集要項の選考方法に係る記載を見れば、面接と書類の内容によって審査されるということを、極めて容易に推測しうる状況にある。

そのため、当該項目を開示したとしても、実施機関における公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれが生じるとは認められない。

したがって、当該項目及び審査請求人に係る点数部分を示す箇所、具体的には、「平成24年12月採用・非常勤嘱託職員 総合評定書(得点順)」と題する文書のうち、「面接合計点」及び「書類合計点」の項目欄並びに当該両項目の審査請求人に係る点数欄の項目欄並びに当該両項目の審査請求人に係る点数欄については、条例第18条第6号エの要件を充たさないことから、同条柱書に基づき、開示されるべきである。

(2) 各試験官の採点部分の不開示について

実施機関において実施される非常勤嘱託職員採用試験の制度上、採用に至った非常勤嘱託職員の中には、試験官と同じ職場において勤務する者も含まれることになる。

受験者に係る各試験官の採点部分が開示される場合、試験官の中には、将来の職場内での軋轢を危惧し、実施機関が主張するように、率直な評価を行うことができない者が現れるおそれがある。

このような事態が生じれば、公平かつ公正に判断をし、総合的な能力の把握に基づいて有能な人材を選択、採用するという、高松市の非常勤嘱託職員採用試験制度の趣旨を没却し、公正かつ円滑な採用事務に支障が生じることになる。

したがって、実施機関が、対象文書について、試験官の採点内容の内容を示す箇所を、

「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があるとして、不開示としたことは、条例第18条第6号エの要件を充足するものと認められるため、適法かつ妥当である。

(3) 理由の不備

本件決定に係る理由付記は、審査請求人提出に係る審査請求書の記載内容及び開示された対象文書の内容等に照らせば、高松市行政手続条例第8条第1項の規定により要求される記載として十分なものであることから、適法かつ妥当である。

6 審査処理過程

年月日	処理内容
平成31年 4月25日	諮問書（高人第6号）受理
令和 元年 8月 9日	実施機関の不開示理由の聴取及び争点の審査
令和 元年 9月 5日	争点の審査
令和 元年11月 8日	答申